(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii)　日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この編の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　モンゴル国の投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするモンゴル国の自然人については、三箇月間、一年間、三年間又は五年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、三箇月間の入国及び一時的な滞在については、日本国内における当該自然人の予定される事業活動期間が三箇月以下である場合に限り、許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するモンゴル国の自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービスの提供者としての資格を有するモンゴル国の自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、三箇月間、一年間、三年間又は五年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、三箇月間の入国及び一時的な滞在については、日本国内における当該自然人の予定される事業活動期間が三箇月以下である場合に限り、許可される。

(a)　日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(g)　日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(h)　日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(i)　日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供するサービス

(j)　日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するモンゴル国の自然人

1　日本国にある公私の機関との間の契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するサービスの提供に係る事業活動であって、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）による改正後の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものに従事しようとするモンゴル国の自然人については、三箇月間、一年間、三年間又は五年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、三箇月間の入国及び一時的な滞在については、日本国内における当該自然人の予定される事業活動期間が三箇月以下である場合に限り、許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

2　1(a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　大学教育又はそれ以上の教育を修了していないモンゴル国の自然人であって、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする1(a)に規定する活動に従事するものについては、1(a)の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可される。

4　3に規定する試験は、日本国政府からモンゴル国政府に通報される区分に該当するものをいう。

第六節　同行する配偶者及び子

1　第二節から前節までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたモンゴル国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2　1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈　この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に基づいて認められた配偶者又は子をいう。

（第二編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書八（第十章関係）　第十・八条1に規定する措置に関する留保

第一編　日本国の表

1　日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第十・八条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第十・三条

(b)　第十・四条

(c)　第十・七条